

令和2年度第9回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和2年8月4日

担当部・課：産業部商工課〔内線3522〕

① 件名	石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者に対する融資利子補給事業を実施しているが、利子補給事業に充当される場合は、基金の積み立てが同交付金の対象として認められることになった。</p> <p>【目的】 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した本市の融資利子補給事業は、3年間の利子補給を行うものであるが、交付金を基金に積み立て、毎年度基金を取り崩しながら、事業を実施していくため、基金を設置する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（内閣府）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第1節 石巻独自の技術開発や新産業を創出する 4 地域を支える商工業の振興を図る</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和2年3月 石巻市中小企業災害等資金利子補給金交付要綱の制定 債務負担行為設定</p> <p>6月 中小企業災害等資金利子補給金の令和2年度補正予算議決 融資利子補給事業に充当する場合、基金への積立が地方創生臨時交付金の交付対象として認められる。</p> <p>7月 関係部課協議</p>
⑤ 主な内容	<p>石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例を制定し、以下の事項を規定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基金の設置目的 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づく事業に必要な資金を積み立てるため、石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金を設置する。 2 積み立てる額 当該年度の予算で定める額の範囲内の額 3 基金に属する現金の管理 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理する。 4 運用益金の処理 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。 5 基金の処分 基金の設置目的を達成するために必要な事業を行う財源に充てる場合に限り処分。 6 繰替運用 財政上必要がある場合、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用できる。 7 市長への委任 条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 中小企業者の資金借入の負担を軽減することで、中小企業者の安定的な経営継続が図られる。</p> <p>【財源措置】 令和2年度事業費：積立金20,000千円 （財源）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国）10/10</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の融資利子補給事業については、大崎市、東松島市、角田市で実施。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和2年9月 市議会第3回定例会に、石巻市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例案及び補正予算案について提案（公布の日から施行）</p>
<p>⑨ その他</p>